

データ利活用の推進に係る制度整備 の検討状況について (事務局提出資料)

令和8年1月27日
内閣官房デジタル行政財政改革会議事務局

第14回・第15回検討会におけるゲストスピーカーからの主なご意見

〈第14回における主なご意見〉

- ・今後の制度設計に当たっては、ユースケースの固有性を踏まえた、ゴールベースで必要十分なガバナンスを求めることが重要。
- ・特別法や認定制度で一定の遵法性が担保される仕組みがあると企業としては遵法を前提にしてしっかりと進めることができ、かつステークホルダー向けの信頼も確保できるということで、非常に重要なスキームかと思う。
- ・今後は会社ごとのデータ定義ではなく、国で標準化したようなデータセットを示していただくなど、より個人的なトラッキングができるような手法の検討をお願いしたい。
- ・AIを量産するためには、個人情報保護に対する懸念を持たれている方に対する回答や、精度が出ない、教師データが不十分といった課題に関してハードルがある。プラットフォーム上でこういった課題を解決していく上でのサポートがいただければ、国及び各社の課題解決にもつながる。

〈第15回における主なご意見〉

- ・データ提供事業者へのアプローチに苦慮しており、データ提供に対する対価還元、公共性の高い分野での義務的アプローチなど、インセンティブ設計が必要。特に、衛星データやGIS（地理情報システム）は都市計画・物流・防災など幅広い産業で活用できるが、単独利用は高コストであり、分野横断で共有できる環境が望ましい。
- ・地域に合ったニーズをデータから読み取りたいが、網羅性が足りない、ばらつきがある、市町村によってオープンデータの持ち方が違うので、そういうことがあると利用価値が減少する。こういうものを整理してほしいというニーズがあった。
- ・データ連携プラットフォームというのが極めてニーズが高いということは理解できたが、ここのガバナンスをどうしていくか。これはデータ提供者に対する説明責任も含めて必要。

第13回～第15回検討会における構成員からの主なご意見

〈第13回における主なご意見〉

- ・データ連携プラットフォームにおいて国もしくは公的な許可、認定と書いてあるが、そういうことが行われると、個人としては非常に安心感を得ることができる、信頼が担保されることにつながる。
- ・既存の制度で要件が曖昧でグレーな部分について認定によってお墨つきを与えるなど、新しいデータ共有、データ開放も含めた取組を積極的に寄り添って後押ししていくような仕組みについては十分検討の余地はある。
- ・一定の公益性があると認定された主体が、データが欲しい、データを利活用したいということで認定を受けた場合に、必要なデータを持っている主体に対して、データ提供を義務づけるとか、少なくともデータ提供の協議を求めるができるようにするということが一つの考え方。例えば行政機関のような公的な主体など名宛人を法的に明確に義務づけることが必要。
- ・公益性が極めて高い領域のデータについては、何らかの形で、最終的にはデータを使いたい主体が使えるようにする仕組みを考える必要。
- ・インセンティブに関し、例えばデータの提供の協議や強制といったこともしっかりと分野ごとに考えていく価値が非常にある。
- ・標準化の権限をしっかり確保した上で、個別分野の状況を踏まえた上で利害調整ができるような形で、今までより強い権限を国の側で持つて標準の整備を進めていくことが重要。
- ・多くの場合、このデータを使って大丈夫かどうかが分からぬといふことが非常に多くある。例えば国が許可や認定をする仕組みがあれば、そういったグレーゾーンで足踏みをしているところを一歩背中を押して前に進める、安心して企業が新しいデータ利活用に踏み切れるという意味では、呼び水としては有用になる可能性がある。

〈第14回・第15回における主なご意見〉

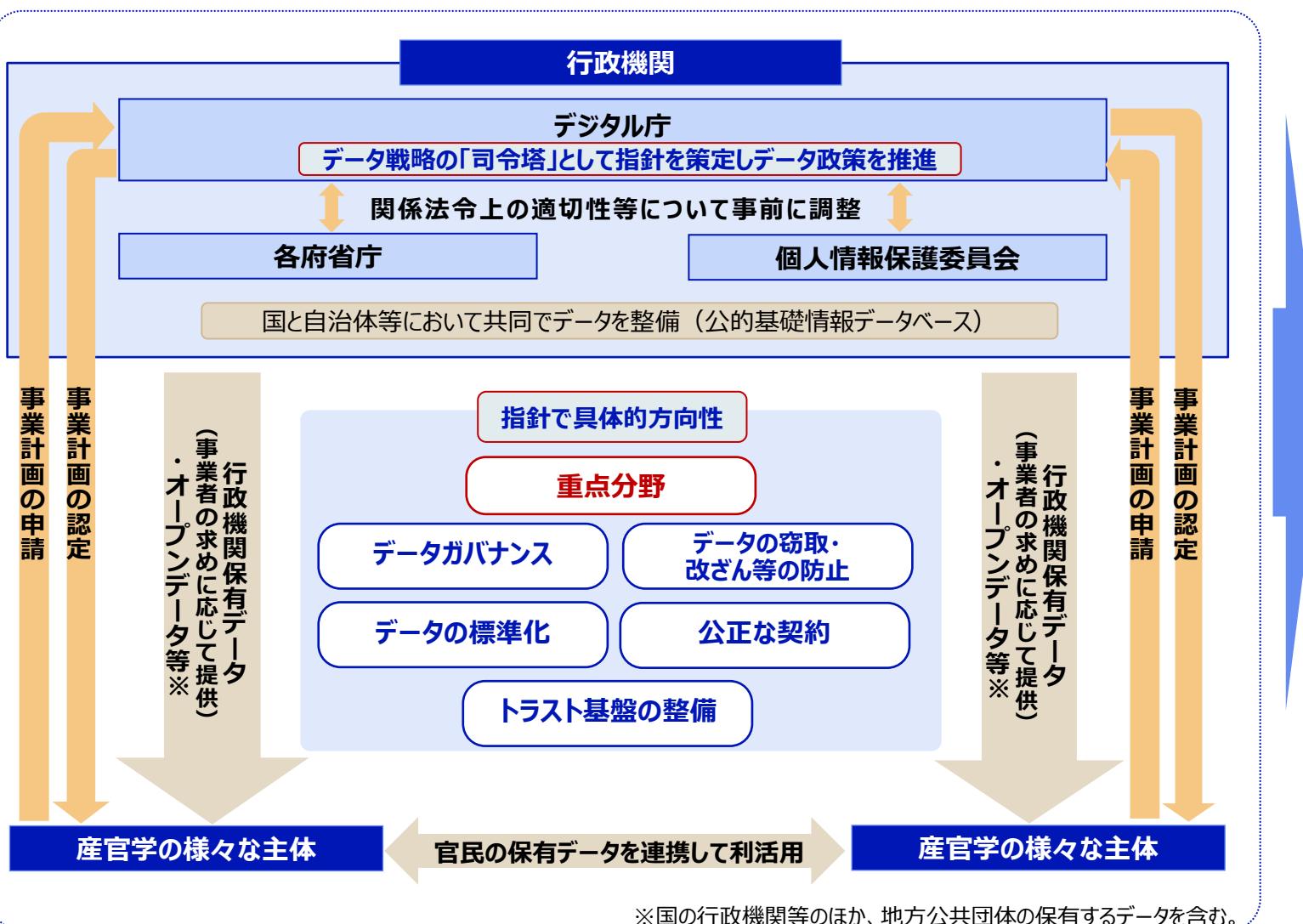
- ・サービスがきちんと回るように公的な支援をどのように考えなくてはいけないのかというところ。補助金という単純なスキームだけではなくて、政府の側がどういう取組をどのようにやっていくのか、包括的なビジョンをしっかりと立ててやっていくことが事の本質。
- ・データ利活用の推進や、行政センターの活用に向けては、データ利活用事業者によるデータガバナンス、データの取扱いの基準やデータ主権、こういった方針等の確立が、データを提供する側のインセンティブや安心感につながる。

我が国におけるデータ利活用法制の全体イメージ



→ デジタル社会の形成のため、データ利活用についてデジタル庁の強力な司令塔機能を發揮

データ利活用の促進のための法整備について



デジタル行政推進法の一部改正

- デジタル庁の司令塔機能を具体化するため、デジタル行政推進法を改正し、下記の措置を講じる。

①指針の策定

- 国が保有するデータを活用して行う事業について、指針を策定。
- 重点分野や、データの安全管理その他の重要事項（ガバナンス、セキュリティの在り方、標準化、トラスト等を想定）の基本的な方向性を示す。

②事業計画の認定

- 事業者が、指針の方向性に沿って、国が保有するデータ（※1）を活用した事業を行う場合には、当該事業計画について、国による認定を受けられるようとする（※2・3）。

- ※1 保有データの種類・属性については広く認めることを想定。
- ※2 複数事業者による共同事業のほか、一の事業者による活用も可能。
- ※3 計画認定時における情報セキュリティ面からの協力等を行うため、情報処理促進法を改正し、情報処理推進機構（IPA）に係る規定を整備。

- 認定を受けた事業者のメリットは以下のとおり。
 - 当該事業におけるデータガバナンスやデータセキュリティ等が指針に照らして適切であることについて確認。
 - 認定に際し、個人情報保護法上の適切性について個情委が迅速に確認（事前に不安を払拭した上で事業の実施が可能。）。
 - 認定に際し、事業に関する法令上の適切性等について関係行政機関と調整（事前に不安を払拭した上で事業の実施が可能。）。
⇒ デジタル庁が当該事業の実施における法令上の懸念をワンストップで各省庁に確認することで事業者の負担を軽減。
 - 国等に対し、当該事業に必要なデータの提供を求めることができる。
 - 当該事業の実施に当たってのデータの安全管理に関して、IPAから必要な支援。
- ※その他、認定事業として対外的な周知等による信頼性の確保・事業実施の円滑化等が期待される。

- その他、国と自治体等による公的基礎情報データベースの共同整備等に係る金銭の保管に係る規定等を整備。

- 本年6月に決定した「データ利活用制度の在り方に関する基本方針」に基づき、保護と利活用のバランスを考慮しながら、AI活用にも資する円滑なデータ連携を促進する。

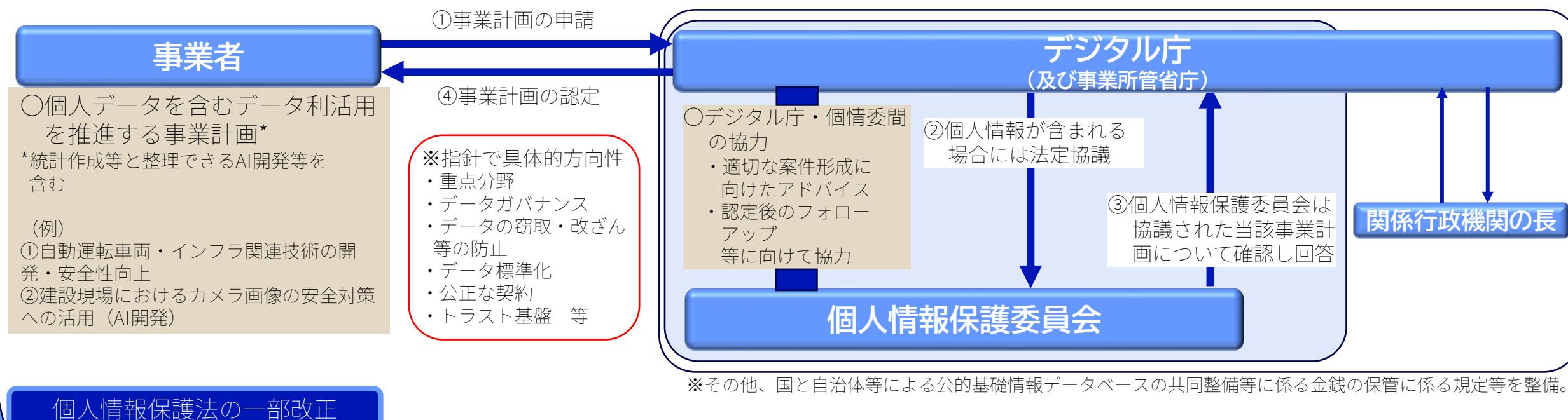
<制度スキームのイメージ（案）>

データ利活用関係法制

○デジタル庁は、国の保有するデータを活用して行う事業について、重点分野や、データの安全管理その他の重要事項の基本的な方向性を示す指針を策定。

○デジタル庁（及び事業所管省庁）は、協議等を経て、データ利活用の事業計画が指針に照らして適切であることの確認や、関係する個人情報保護法等の法令上の適切性について確認することで、個人データ含むデータの適正な取扱いと透明性を確保。

○国が保有するデータの利活用を促進する仕組みを整備。



個人情報保護法の一部改正

○個人情報保護法を見直し、AI開発等を含む「統計作成等」のための第三者提供等に関する制度整備を行うことにより、適正なデータ利活用の円滑化に寄与。（あわせてガバナンスの確保や規律遵守の実効性確保に向けた事後的な措置を整備）

想定されるユースケースのイメージ

①自動運転車両・インフラ関連技術の開発

- ・自動車メーカーや損保会社の保有するGPSデータや画像データのほか、国が保有する国土、都市、交通等に関するデータ、自治体等が保有する土地、建物、インフラ等に関する様々なデータを組み合わせることで、自動運転車両やインフラ関連技術の開発等を行う。



②建設現場におけるカメラ画像の安全対策への活用

- ・建設分野における人手不足を踏まえ、建設現場での安全管理を確保するため、ヒヤリハット事例等を的確に把握し、予防的な対策を講じることが必要。
- ・建設現場に設置されている防犯カメラの映像データを活用し、AIによる危険行動の自動検知や作業状況の分析により、安全管理やリスク対応の高度化を図る。



③取引相手先確認のための国等のデータ活用

- ・現状、金融機関等の法人等が取引する際、相手方が保有する許認可情報や資格情報等について、その都度、相手方等から提出を求め、双方の負担となっている。
- ・国や地方公共団体が保有する様々な営業認可や資格情報等を適切にAPI等で提供することで、取引の相手先の確認コストを削減し、生産性の向上等につなげることができる。

